

令和7年第2回小山町議会5月臨時会会議録

令和7年5月22日

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	石原 和美君	2番	池谷 元君
3番	平野 正紀君	4番	牧野 恵一君
5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
7番	室伏 辰彦君	8番	鈴木 豊君
9番	藺田 豊造君	10番	渡辺 悦郎君
11番	米山 千晴君	12番	岩田 治和君
13番	遠藤 豪君		

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	税務課長	伊藤 和彦君
住民課長	渡辺 史武君	健康増進課長	藤曲 喜久君
建設課長	山口 幸治君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
--------	--------	---------	--------

会議録署名議員

1番	石原 和美君	2番	池谷 元君
----	--------	----	-------

閉 会

午後1時24分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第45号 財産の取得について(令和6年度自走式トイレカー購入事業)
- 日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について(令和7年度須走地区町有診療所等整備工事)
- 日程第8 議案第47号 工事請負契約(変更)の締結について(令和6年度町道2144号線道路改良
舗装工事)
- 日程第9 常任委員会委員の指名について
- 日程第10 常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の指名について
- 日程第12 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第13 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について
- 日程第15 選挙第5号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について
- 日程第16 同意第1号 小山町監査委員の選任について
- 日程第17 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の変更について

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。5月1日から10月31日までクールビズ励行期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装は、ノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。なお、ジャケット等は気候に合わせて各自調整可としておりますので、御協力をお願いします。

また、小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和7年第2回小山町議会5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 石原和美君、2番 池谷元君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は5月22日、一日に決定しました。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました承認第2号、承認第3号、議案第45号から議案第47号と同意第1号の6議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和7年第2回小山町議会5月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今回提案いたしましたのは、専決処分の承認2件、財産の取得1件、工事請負契約の新規の締結1件、変更の締結1件、同意1件の合計6件であります。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定により、本年3月31日に専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第45号 財産の取得についてであります。

本案は、自走式トイレカーを購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年度須走地区町有診療所等整備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和6年度町道2144号線道路改良舗装工事の変更請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意第1号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、議会選出の監査委員から辞職願が提出され、議会選出の監査委員に欠員が生じたので、新たな監査委員の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、各議案の審議に際し、同意第1号につきましては、私から内容説明をさせていただき、それ以外の案件につきましては、関係部長等から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条

例の一部を改正する条例) についてであります。

議案書は2ページからになります。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、原則として本年4月1日から施行されました。

地方税法に基づく小山町税条例の一部改正につきましても、地方税法と同じく本年4月1日に施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしました。これに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、物価上昇による税負担の調整及び就業調整への対応を目的に、大学生年代の子等に関する特別控除の創設や、原動機付自転車の二輪車の車両区分の見直しに伴う税率区分の改正、加熱式たばこの課税方式の見直しなどが主なものであります。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

第18条、公示送達の公示事項の追記から始まり、次のページの所得控除の第34条の2から、6ページから8ページにかけての第36条の3の3までは個人住民税の控除等の見直しに関する改正となっております。

8ページ、第82条及び10ページ、第89条では、軽自動車税(種別割)に係る二輪車の車両区分の見直しに関する改正であります。

次に、ページ飛びまして、27ページ、附則第16条の2の2では、国たばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする見直しを実施するものであります。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に合わせて、文言整理のほか、所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第2号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案書は9ページからお願いします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分をし、同年4月1日施行としました。このため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容について御説明します。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保を図ろうとするものであります。

新旧対照表の31ページをお開きください。

第2条及び第23条において、基礎課税額の賦課限度額を1万円引き上げ66万円とし、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円引き上げ26万円とするものであります。

次に、32ページを御覧ください。

第23条第2号及び次のページ、第3号におきまして、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を変更するものであります。5割軽減では1万円増額し30万5,000円に、2割軽減では1万5,000円増額し56万円とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第3号はこれを承認することに決定しました。

日程第6 議案第45号 財産の取得について(令和6年度自走式トイレカー購入事業)

○議長(遠藤 豪君) 日程第6 議案第45号 財産の取得について(令和6年度自走式トイレカー購入事業)を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長(高村良文君) 議案書は11ページからとなります。

議案第45号 財産の取得についてであります。

本案は、自走式トイレカーの購入であり、地方自治法第96条第1項第8号及び小山町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要であります。3トントラックをベースにしたトイレトラックを1台購入するものであり、装備される内容は、男性用2部屋、女性用2部屋、多目的室1部屋で、計5基の温水洗浄便座トイレを装備するトイレカーでございます。

また、多目的室には、温水洗浄便座トイレのほか、オストメイト対応トイレ式、ベビーキープ台一式、おむつ交換台一式を装備するほか、エアコンや、出入口には車椅子が昇降できるリフターを装備いたします。

その他、トイレ部分用のバッテリー充電を可能とするソーラーパネルの設置や、遠隔地でもトイレカーの稼働状況を容易に把握できるようシステムを導入いたします。

購入の入札につきましては、先月22日に5者による指名競争入札を執行したところ、株式会社モリタ東京支店が、2,924万5,000円で落札決定し、消費税相当額292万4,500円を加えた3,216万9,500円で売買契約を締結するものであります。

なお、納入予定期日は、来年3月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(藪田豊造君) あらかじめのことは今御説明願いましたが、まず、このたびのトイレカーの購入目的、意図がもう少しはっきりと分かりません。どのようなときにこれらを用いていくのかということが第一。

それから、第二については、これは運転手がいるでしょうけれども、運転手はどのような免許証を持ってこれに臨まれるのか。あるいは、この耐用年数、こういう自動車の耐用年数について、以上についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） ただいま菌田議員の御質問にお答えいたします。

トイレの導入目的でございますが、能登半島地震の復旧活動に小山町職員も派遣をしたものがありますが、そちらの職員の報告から、避難者のトイレの環境は圧倒的な不足状態であるとか、劣悪な環境であるということで、これらの対応が必要であると庁内で判断したことや、まずそういったトイレを導入することによって、感染対策や関連死対策にもつながっていくということも理由でございます。

また、運転免許につきましては、8トンの限定という種目ですね。中型の、昔の普通免許、昭和の時代の普通免許、こちらの免許を取得していれば運転が可能です。

耐用年数でございますが、これは使ってみないとということはありませんけれども、トラック自体の耐用年数は非常に長く使えるものです。また、トイレの耐用につきましては、その都度修繕をしながらということで、長く使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について（令和7年度須走地区町有診療所等整備工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について（令和7年度須走地区町有診療所等整備工事）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第46号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は12ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和7年度須走地区町有診療所等整備工事について、工事請負契約の締結をしようとするため、議会の議決を求めるものであります。

事業内容は、旧JA須走支店の1階部分を診療所に改修し、また、同敷地内に薬局を新設するものであります。

工事入札は、去る4月22日、町内業者4者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社小山営業所が8,450万円で落札決定し、消費税相当額845万円を加え、9,295万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和8年2月28日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（藺田豊造君） 須走地区町有診療所等の整備工事について、お伺いいたします。

まず、9,295万円の財源についてお伺いします。

例えば、起債があればその償還方法など。それから、これは令和6年度の予算では、同所の整備事業費として5,687万9,000円が計上されていましたが、今工事においては、それを1.6倍も上回るものです。どのようなものが増額の原因になったのか、お伺いします。

それで、これは、4月22日の入札では、工期が令和8年2月28日となっています。一日も早い開所を願っている須走の方々、ほかの方もそうですけれども、どのような説明をするのか。

また、学習塾があります。学習塾に妨げがないようなことは、どのような方法を取っておられるのですか。

それから、余分なことですけれども、この建物は300万円という値がついていました。この30倍以上のものをかけてリニューアルしなきゃならない。こういうことは、世に言う、安物買いの銭失い、このようなことになります。このようなことを他山の石と受け止めないで、今後ともしっかり財政運営に励んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、お金の財源ですけれども、こちらにつきましては、総合計画推進基金の充当を考えております。

そして、2番目の、令和6年度予算ではもともと5,500万円だったものが、今回この9,500万円の予算で、落札金額が9,295万円、今回の金額になっているんですけれども、それがなぜという話なんですけれども、こちらにつきましては、令和6年度当初予算5,500万円から今回の予算9,500万円になっているというのは、令和6年度の予算計上をする段階では、お医者さんの候補者はまだ決まっていませんでした。よって、その方針や使い勝手をどうするか設計することは難しく、その段階では、一般的に居抜き工事による一般的な平米単価を仮に設定をしまして、これに改修が想定される延べ床面積を掛けて暫定的に予算計上したということです。

仮に令和6年度の早い段階でお医者さんが決まり、内容が煮詰まってくれば、その段階で補正等で対応する方針でしたが、残念ながらそうはならなかったため、令和6年度予算に関しては一

且3月補正で全額切って、改めてその先生の意向ですとか、使い勝手等を反映した内容でもって令和7年度予算に計上し、今日に至るということでございます。

三つ目の工期が2月28日ということで、須走の人達のために一日も早くということなんですけれども、これにつきましては、これでもかなり詰めて頑張っていたいただいて2月28日が本当にリミットというか、タイムリミットとなっていますので。とはいえ、一日も早く完成して、須走の方々に利用してもらえるように進めていこうと考えております。

それから、学習塾とのことでございますけれども、工事期間中も当然学習塾は営業していますので、お迎えの車であるとか、送迎の車が来ますので、そこについては影響が出ないように工事を進めますし、今後もそこについては担当課、そして事務の方と調整を進めていきたいと思っています。

建物を購入、安物買いの銭失いという話なんですけれども、先ほど菌田議員の質問にもありましたけれども、一日も早く須走のところに新しい病院を造りたいということであって、候補地等、建物を選定、検討した結果、あそこということになったので、そこは御了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

○企画総務部長（長田忠典君） 今の健康増進課長からの説明につきまして、ちょっと補足をさせていただきます。

一つ目の財源についてであります。

総合計画、当初予算におきましては、総合計画推進基金を9,000万円充当させていただいていたところでございますけれども、地元の法人の方に協力の依頼をさせていただきまして、御存じではあるかと思いますが、須走の振興基金が、その法人からいただいた寄附を積み立てさせていただいて、そこから須走に関する事業等につきましては、基金から取崩しをして事業に充てさせていただいております。

このたび、そのような形で法人の方から御理解をいただきまして、9,000万円を須走の振興基金から取崩しをさせていただいて、本年度に組替えをさせていただく予定でございます。これにつきましては、6月の定例会におきまして補正予算で組替えをさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 再質問です。

あそこには、皆さんも知っているとおおり、大きな金庫がだんとあります。これの中において、解体費用はこの金額の中に含まれているのかどうか、それをお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 既存建物の中にあるとても分厚い壁である金庫ですけれども、あそこにつきましては、今回はレントゲン室としてそれを活用し、中で当然レントゲン室ですので

放射線等が出ますので、それに対応できるように中を造作しまして、そこを活用するという
ことで考えております。

解体費用も全て、当然今建物の中にはカウンターであったりとかいろんなものがありますので、
そちらの撤去費用も全て含まれております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（平野正紀君） 数点確認をさせていただきたいと思います。

契約金額のうち、診療所と薬局に係る工事費は、それぞれどのぐらいの割合になるの
でしょうか。おおよその金額で結構です。

また、薬局の設置場所について、敷地内といいますますが、具体的にはどこの位置になるのかを
教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 初めに、金額についてですけれども、あくまで基本設計のそれ
ぞれの直工ベースでの試算となりますけれども、診療所の改修で約8割、7,400万円程度、薬局の新
設で約2割、1,900万円程度ということになります。

場所につきましては、旧JA須走支店の駐車場の東側、既存の建物に向かって右側になります。
以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（平野正紀君） 薬局の設置についてであります。

明倫地区のなかがわ医院、足柄地区のこうえい痛みのクリニックについては、共に診療所に程
近い場所に院外処方として民間の薬局が開設、運営されています。

町が公設民営の診療所を整備して、須走地区民の健康や疾病予防、地域の医療環境の充実を
図ることは大変喜ばしいわけですが、薬局は院内処方でも可能かと思えます。ただ、国が医薬分業
を推進しており、何より薬剤師の確保、医療機関のコスト削減など院外処方が増えていることは
理解できます。院外処方であれば、その薬局の設置と運営は民間が行うべきものと考えますが、
今回、調剤薬局についても公設として町が整備する理由についてお伺いいたします。

また、診療所及び薬局について、ほかの町営診療所や介護施設にあるように、建物や土地の賃
借料について、開設者に対し応分の負担を求めるべきと考えますが、どのような見解でしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 今年の8月に東富士病院が御殿場市に移転してしまうことから、
須走地域の医療体制確保は本町にとって喫緊の課題であり、医師の確保とともに診療所の整備を
進めているところであります。

須走地域の診療所等の整備に関しましては、本年2月の議会全員協議会において説明しました

とおり、診療所及び薬局を公設民営で開設・運営を行ってまいります。

薬局についてですが、開業を予定している医師の方針が、薬に関しては、院内処方ではなく、院外での処方を望んでいること、また、開業を予定する薬剤師が処方箋を扱い、さらには地元の方々にも多く利用してほしいと希望していることから、隣接地に薬局を建設することとなりました。

身近な場所で、誰もが安心して医療を受けられる体制整備は町の責務です。医師不足や物価高騰など、地域医療を取り巻く環境は年々厳しさを増している現在において、診療所はもとより、薬局についても公設民営で進めることは、須走という地理的条件を勘案すれば、十分必要な措置であると考えます。

次に、建物や土地の賃借料を開設者に負担を求めることについてですけれども、診療所については、他の公設民営の診療所と同様に、診療所は無償で土地の賃借料は頂く方針で、薬局については、家賃も地代も頂く方針でそれぞれ現在検討をしています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 工事請負契約（変更）の締結について（令和6年度町道2144号線道路改良舗装工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 議案第47号 工事請負契約（変更）の締結について（令和6年度町道2144号線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第47号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は15ページからになります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年度町道2144号線道路改良舗装工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、工事発注後の路床改良に伴う土質試験の結果、現場発生土の土質が道路の

盛土材料として流用することが適さないということが判明したため、当初計画していた流用土から購入土による道路盛土に変更するとともに、残土処分量を423立方メートルから945立方メートルに変更するものであります。

変更による増額は1,270万5,000円で、総額9,685万5,000円となり、うち消費税相当額は880万5,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和7年6月13日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時52分 再開

○副議長（岩田治和君） ただいま議長を交代いたしました。これより暫時、議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま遠藤 豪君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田治和君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程表を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1

議長辞職の件

○副議長（岩田治和君） 追加日程第1 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、遠藤 豪君の退場を求めます。

（遠藤 豪君 退場）

○副議長（岩田治和君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（杉山則行君） それでは、辞職願を朗読いたします。

令和7年5月22日

小山町議会副議長 岩田治和様

小山町議会議長 遠藤 豪

辞職願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上であります。

○副議長（岩田治和君） お諮りします。遠藤 豪君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田治和君） 異議なしと認めます。したがって、遠藤 豪君の議長の辞職を許可することに決定しました。

遠藤 豪君の入場を求めます。

（遠藤 豪君 入場）

○副議長（岩田治和君） 遠藤 豪君に申し上げます。議長の辞職願について、これを許可することに決定しましたので、報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田治和君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（岩田治和君） 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法を取るか、御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田治和君） ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。
議場の出入口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（岩田治和君） ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、石原和美君及び池谷 元君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田治和君） 異議なしと認めます。したがって、立会人に石原和美君及び池谷 元君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投 票 用 紙 配 付）

○副議長（岩田治和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

（投 票 箱 点 検）

○副議長（岩田治和君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

（投 票）

○副議長（岩田治和君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石原和美君及び池谷 元君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（岩田治和君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 12票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち

鈴木 豊君 12票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、鈴木 豊君が議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

(議 場 開 放)

○副議長(岩田治和君) ただいま議長に当選されました鈴木 豊君が議場におられます。小山町
議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました鈴木 豊君、挨拶をお願いいたします。

○議長(鈴木 豊君) それでは、貴重なお時間をいただきまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、不肖、私、多数の議員の皆様方の御推挙によりまして、町議会議員の議長の要職に
就くことになりました。心から感謝申し上げます。私自身限りなく光栄に存じますとともに、そ
の責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

私は14年前に議会事務局長として、議長の横で議事進行のお手伝いをしておりましたが、本日
私はその横の議長になるとは、毛頭以前から思っておりませんでした。

さて、私は今後、議員各位の御理解と御支援を得ることを念頭に置いて、円滑なる議会運営と
議会のさらなる活性化に努めてまいり所存であります。議会と当局は両輪のごとく町政がうまく
動くのが理想であります。それに向かい2年間頑張ります。

どうぞ今後とも議員の皆様方の温かい御支援、並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう、心から
お願い申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長(岩田治和君) 議長の挨拶が終了しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時13分 再開

○議長(鈴木 豊君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま岩田治和君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直
ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加
日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程表を配付します。

(追 加 議 案 配 付)

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岩田治和君の退場を求めます。

（岩田治和君 退場）

○議長（鈴木 豊君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（杉山則行君） それでは、辞職願を朗読いたします。

令和7年5月22日

小山町議会議長 鈴木 豊様

小山町議会副議長 岩田治和

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） お諮りします。岩田治和君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、岩田治和君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

岩田治和君の入場を求めます。

（岩田治和君 入場）

○議長（鈴木 豊君） 岩田治和君に申し上げます。副議長の辞職願について、これを許可することに決定しましたので、報告します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。菌田君。

○9番（菌田豊造君） 暫時休憩してください。（「賛成者なし」「必要なし」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） それでは、議事進行いたします。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法を取るか、御発言願います。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。
議場の出入口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

○議長(鈴木 豊君) ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、石原和美君及び池谷 元君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、立会人に石原和美君及び池谷 元君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長(鈴木 豊君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投 票 箱 点 検)

○議長(鈴木 豊君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

○議長(鈴木 豊君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石原和美君及び池谷 元君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(鈴木 豊君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 7票

無効投票 6票です。

有効投票のうち

室伏辰彦君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、室伏辰彦君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 開 放)

○議長(鈴木 豊君) ただいま副議長に当選された室伏辰彦君が議場におられます。小山町議会
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました室伏辰彦君に挨拶をお願いします。

○副議長(室伏辰彦君) このたび副議長に選出され、身に余る光栄であり、その責任を痛感して
おります。

副議長の立場として、議長をしっかりサポートし、公正公平な議会運営と、また町民に対して
は、開かれた議会を目指していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(鈴木 豊君) 副議長の挨拶が終了しました。

日程第9 常任委員会委員の指名について

○議長(鈴木 豊君) 日程第9 常任委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員は、議長が会議に諮って指名する
ことになっております。

お諮りします。ここで休憩して、その間に煮詰めていただき、煮詰めできたところで議長が
指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員の指名は休憩中に煮詰めに願
い、煮詰めできたところで議長が指名することに決定しました。

ここで11時50分まで休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時50分 再開

○議長(鈴木 豊君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。副町長は公務のため退席をしておりますので、御報告します。

それでは、休憩中、煮詰め願った結果を事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長(杉山則行君) それでは、常任委員会委員について、煮詰めの結果を報告いたし
ます。

総務建設委員会委員

1番 石原 和美議員 5番 臼井 光昭議員 6番 小林千江子議員
8番 鈴木 豊議員 11番 米山 千晴議員 12番 岩田 治和議員

13番 遠藤 豪議員

文教厚生委員会委員

2番 池谷 元議員 3番 平野 正紀議員 4番 牧野 恵一議員

7番 室伏 辰彦議員 9番 藺田 豊造議員 10番 渡辺 悦郎議員

広報広聴委員会委員

1番 石原 和美議員 2番 池谷 元議員 3番 平野 正紀議員

4番 牧野 恵一議員 6番 小林千江子議員 7番 室伏 辰彦議員

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) お諮りします。ただいま報告のとおり、常任委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、総務建設委員に石原和美君、白井光昭君、小林千江子君、鈴木 豊君、米山千晴君、岩田治和君、遠藤 豪君。

文教厚生委員に池谷 元君、平野正紀君、牧野恵一君、室伏辰彦君、藺田豊造君、渡辺悦郎君。

広報広聴委員に石原和美君、池谷 元君、平野正紀君、牧野恵一君、小林千江子君、室伏辰彦君。

以上の諸君をそれぞれ指名します。

お諮りします。私の所属している常任委員会は総務建設委員会ですが、議長は議会全体の統制や議事の整理者として職務を行うべきと考え、この際、総務建設委員を辞退したいと思います。これに同意願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。それでは、総務建設委員を辞退します。

日程第10 常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長(鈴木 豊君) 日程第10 常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会においてそれぞれ委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、各常任委員会ごとに互選を願い、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会で互選された者を選任することに決定しました。

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各常任委員会で互選された委員長及び副委員長を事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（杉山則行君） それでは、常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果を報告いたします。

総務建設委員長に、 小林千江子議員 副委員長に、 臼井 光昭議員
文教厚生委員長に、 渡辺 悦郎議員 副委員長に、 平野 正紀議員
広報広聴委員長に、 平野 正紀議員 副委員長に、 池谷 元議員
以上であります。

○議長（鈴木 豊君） お諮りします。ただいま報告のとおり、総務建設委員長に小林千江子君、副委員長に臼井光昭君、文教厚生委員長に渡辺悦郎君、副委員長に平野正紀君、広報広聴委員長に平野正紀君、副委員長に池谷 元君を選任したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、総務建設委員長に小林千江子君、副委員長に臼井光昭君、文教厚生委員長に渡辺悦郎君、副委員長に平野正紀君、広報広聴委員長に平野正紀君、副委員長に池谷 元君、以上の諸君が選任されました。

日程第11 議会運営委員会委員の指名について

○議長（鈴木 豊君） 日程第11 議会運営委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員に、

1番 石原和美君 4番 牧野恵一君 6番 小林千江子君
7番 室伏辰彦君 10番 渡辺悦郎君 13番 遠藤 豪君

以上の諸君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に、石原和美君、牧野恵一君、小林千江子君、室伏辰彦君、渡辺悦郎君、遠藤 豪君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第12

議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（鈴木 豊君） 日程第12 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議会において議会運営委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、議長が推選し、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議長が推選することに決定しました。

議会運営委員会委員長に遠藤 豪君、副委員長に石原和美君を推選します。

お諮りします。ただいま推選しましたとおり、委員長に遠藤 豪君、副委員長に石原和美君を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に遠藤 豪君、副委員長に石原和美君が選任されました。

日程第13 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（鈴木 豊君） 日程第13 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙は、組合規約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員5名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は、従来からの慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に、

2番 池谷 元君 3番 平野正紀君 10番 渡辺悦郎君

12番 岩田治和君 13番 遠藤 豪君

以上5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5名を、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、池谷 元君、平野正紀君、渡辺悦郎君、岩田治和君、遠藤 豪君が御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました池谷 元君外4名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第14 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

○議長(鈴木 豊君) 日程第14 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙は、組合同約第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から関係市町の申合せもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員に鈴木 豊が当選しました。

日程第15 選挙第5号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について

○議長(鈴木 豊君) 日程第15 選挙第5号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙は、組合同約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿豆学園管理組合議会議員については、関係市町の申合せもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、駿豆学園管理組合議会議員に鈴木 豊が当選しました。

日程第16 同意第1号 小山町監査委員の選任について

○議長(鈴木 豊君) 日程第16 同意第1号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、渡辺悦郎君の退場を求めます。

(渡辺悦郎君 退場)

○議長(鈴木 豊君) 町長から内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第1号 小山町監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員は、識見を有する者及び議員のうちから、それぞれ選任することとされております。

本案は、小山町監査委員であります菌田豊造議員から、4月1日をもって辞職する旨の辞職願が提出され、議会選出の監査委員に欠員が生じたので、今回、小山町議会議員、渡辺悦郎議員を監査委員として選任いたしたく御提案するものであります。

御提案申し上げました渡辺議員は、平成23年に小山町議会議員に初当選されて以来、4期15年目となるところであります。人格、識見ともに優れている方で、委員として適任者でございます。どうか審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和9年4月30日までとなります。

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 町長の説明は終わりました。これから質疑を行います。町長の説明に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数であります。したがって、同意第1号はこれに同意することに決

定しました。

ここで渡辺悦郎君の入場を求めます。

(渡辺悦郎君 入場)

○議長(鈴木 豊君) ただいま議題となりました小山町監査委員の選任について、渡辺悦郎君が議場におられますので、同意された旨告知します。

日程第17 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(鈴木 豊君) 日程第17 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

広報広聴委員長から、会議規則第76条の規定により、議会報告会及び議会の広報広聴に関する調査、研究等について、閉会中の継続調査の申出があります。この調査期間は、委員の任期中であります。

お諮りします。広報広聴委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、広報広聴委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(鈴木 豊君) 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第76条の規定により、議会運営の効率化及び議長の諮問等に関する調査について、閉会中の継続調査の申出があります。この調査期間は、委員の任期中であります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。当局提出の議案の審議及び正・副議長選挙、常任委員会委員の指名等、一連の人事案件が終了しました。

ここで、1任期のうち2年が経過しましたので、この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第5 議席の変更について

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第5 議席の変更についてを議題とします。

議席の変更の方法は、1番から11番までを当選回数の少ない者から若い番号として、同一当選回数の者が複数である場合は、氏名の50音順に、職員が持ち回る抽選棒を自席で引いていただきます。なお、同一当選回数が1人あるいは1人になった場合にも、同様に抽選棒を引いていただき、この番号を議席として決定したいと思います。

正・副議長の議席は、副議長が12番、議長が13番としますので、御了承願います。

以上をもって、会議規則第4条第3項の規定による議席の指定としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議席はお引き願った抽選棒の番号によることに決定しました。

それでは、抽選を行います。

（議席の抽選）

○議長（鈴木 豊君） それでは、抽選が終わりました。

抽選の結果を事務局長から発表します。事務局長。

○議会事務局長（杉山則行君） それでは、抽選の結果を発表いたします。

抽選順に発表いたします。

池谷 元議員	2番	石原 和美議員	3番
臼井 光昭議員	5番	平野 正紀議員	1番
牧野 恵一議員	4番	小林千江子議員	6番
遠藤 豪議員	7番	岩田 治和議員	9番
藪田 豊造議員	10番	渡辺 悦郎議員	8番
米山 千晴議員	11番	副議長 室伏 辰彦議員	12番
議長 鈴木 豊議員	13番		

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ただいま発表のとおり、議席を変更します。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和7年第2回小山町議会5月臨時会を閉会します。

午後1時24分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪		
議	会	議	長	鈴	木	豊		
議	会	副	議	長	岩	田	治	和
署	名	議	員	石	原	和	美	
署	名	議	員	池	谷	元		